

(案)
行政改革推進プラン
(平成22～26年度)

平成22年3月
(平成23年 月改定)

宇都宮市

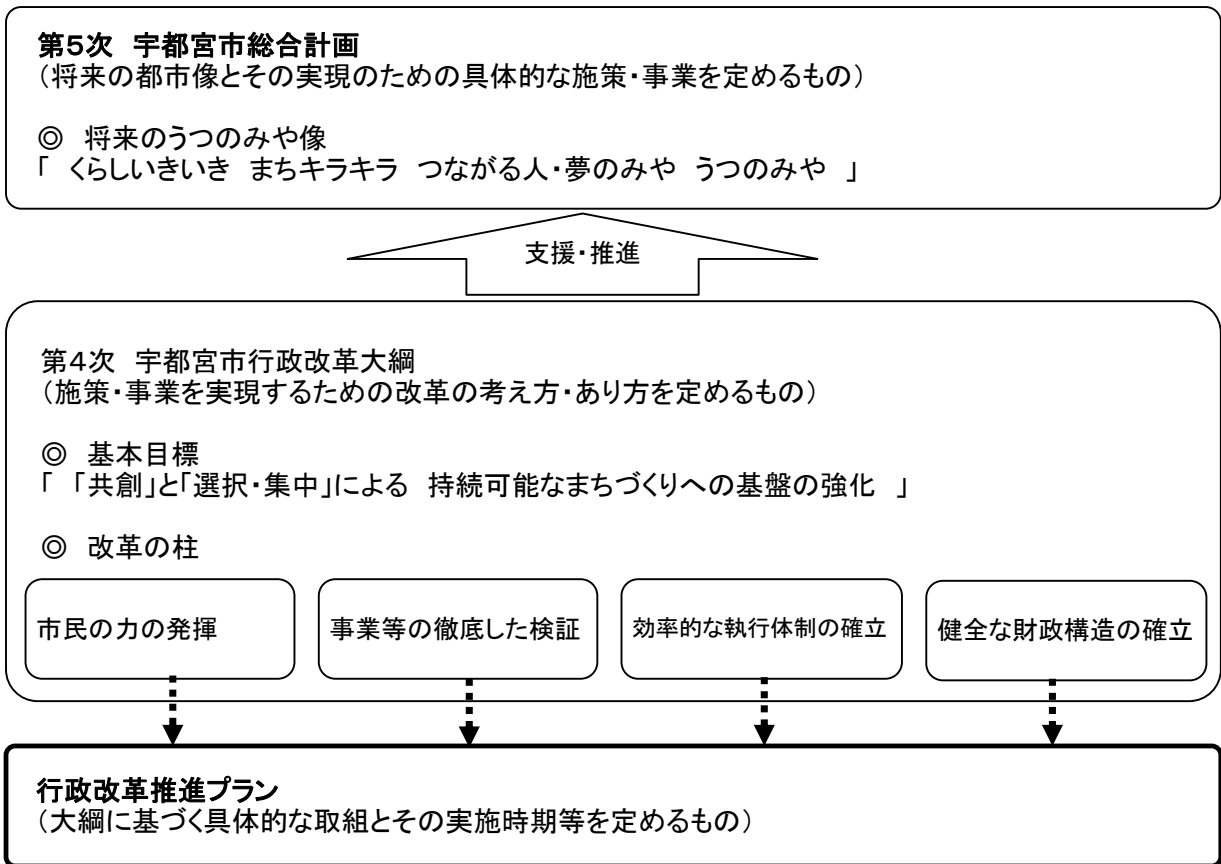
「行政改革推進プラン」について

1 策定の趣旨

今後、本市において到来することが予想される人口減少社会や、世界同時不況の影響により不透明感を増す市内の経済状況など、厳しい社会情勢の中においても、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開することを目指し、その基礎となる具体的な改革の取組を明らかにし、着実に推進するために策定する。

2 位置付け

「第4次宇都宮市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）に基づく具体的な取組とその実施時期等を定めるもの



3 計画期間

平成22年度から26年度までの5年間

4 プランの内容等

(1)取組数

| 改革の柱 | | 取組 | 項目 |
|---------------|-----------------------|----|----|
| 1 市民の力の発揮 | (1) 理解と信頼 | 5 | 9 |
| | (2) 地域におけるまちづくりの推進 | 4 | 4 |
| | (3) 多様な担い手との協働 | 8 | 19 |
| 2 事業等の徹底した検証 | (1) 事業の見直し | 6 | 12 |
| | (2) 施設の見直し | 5 | 6 |
| | (3) 事務の見直し | 4 | 4 |
| 3 効率的な執行体制の確立 | (1) 職員数の適正化と効率的な組織の確立 | 2 | 2 |
| | (2) 職員の育成と人財活用 | 2 | 2 |
| 4 健全な財政構造の確立 | (1) 歳入の確保 | 4 | 16 |
| | (2) 歳出の抑制 | 5 | 5 |
| | | 45 | 79 |

(2)主な取組

ア 市民の力の発揮に向けた取組

これまでの改革では、まちづくりを進める仕組みや制度を構築する取組を中心に進めてきたが、今回はそれらを生かして、市民主体のまちづくり活動を更に推進することを目指した取組等を計上した。

イ 事業等の徹底した検証に向けた取組

これまで実施してきた事業等について、原点からの見直しを進め、選択と集中による事業等の優先化・重点化を目指す取組等を計上した。

ウ 効率的な執行体制の確立に向けた取組

限りある行政資源の中で、高度化・多様化する行政課題に的確・迅速に対応できるよう、更に効率的な執行体制を確立するための取組等を計上した。

エ 健全な財政構造の確立に向けた取組

市民ニーズを的確にとらえた事業等を継続的に実施できるよう、従来からの「歳出を削減する」取組に加え、積極的に「歳入を確保する」取組等を計上した。

5 進行管理等

- ・市長を委員長とする「行政経営検討委員会」による進行管理
- ・取組の進捗状況や成果等を、学識経験者や公募委員等からなる「行政改革推進懇談会」に報告し、広報紙等を通じて広く市民に公表。意見等を聴取
- ・大綱の基本目標を効果的に実現するため、取組内容の充実や取組項目の追加など、適宜、見直し

目 次

※は、取組に新規の内容を含むもの、または取組内容の変更を含むもの

1 市民の力の発揮

(1) 理解と信頼

| No. | 取組名 | ページ |
|-----|---------------------|-----|
| 1 | 行政情報の積極的な提供 | 5 |
| 2 | 窓口サービスの向上 | 5 |
| 3 | 行政サービスの電子化の推進 | 5 |
| ※ 4 | (仮称) 市政情報コールセンターの設置 | 5 |
| ※ 5 | 地方分権改革の推進 | 5 |

(2) 地域におけるまちづくりの推進

| No. | 取組名 | ページ |
|-----|-------------------|-----|
| 6 | 住民代表組織の位置付けの明確化 | 7 |
| 7 | 「地域まちづくり計画」の策定・推進 | 7 |
| 8 | 地域の意思の反映・実現手法の構築 | 7 |
| 9 | 地域行政機関の機能・体制の強化 | 7 |

(3) 多様な担い手との協働

| No. | 取組名 | ページ |
|------|------------------------|-----|
| 10 | まちづくりにおける市民参加の拡充 | 7 |
| ※ 11 | (仮称) まちづくりセンターの整備 | 7 |
| ※ 12 | 市民が主体となった「もったいない運動」の推進 | 7 |
| 13 | 「宇都宮版CSR」の推進 | 7 |
| ※ 14 | 全庁的な外部委託の推進 | 9 |
| ※ 15 | 指定管理者制度の推進 | 9 |
| 16 | 公立保育園の民営化・統廃合 | 9 |
| 17 | ちとせ寮・松原荘の再整備 | 9 |

2 事業等の徹底した検証

(1) 事業の見直し

| No. | 取組名 | ページ |
|------|-------------------------|-----|
| ※ 18 | 事業の再編・統廃合の推進 | 11 |
| 19 | 行政評価制度の充実・効果的な活用 | 11 |
| 20 | 道路整備の基本方針の策定 | 11 |
| 21 | 市街地整備における新たな手法の導入 | 11 |
| ※ 22 | 出資法人等の改革の推進 | 13 |
| 23 | (株) 栃木県畜産公社への関与のあり方の見直し | 13 |

(2) 施設の見直し

| No. | 取組名 | ページ |
|------|-------------------------|-----|
| ※ 24 | 公共施設等の適正保有、効果的な利活用の推進 | 13 |
| 25 | アセットマネジメントに基づく上下水道施設の更新 | 13 |
| 26 | 公共建築物の長寿命化の推進 | 13 |
| 27 | 橋りょうの長寿命化の推進 | 13 |
| 28 | 一般廃棄物処理施設の計画的な整備の推進 | 15 |

(3) 事務の見直し

| No. | 取組名 | ページ |
|-----|----------------------------|-----|
| 29 | 全庁的な事務処理効率化の推進 | 15 |
| 30 | 国民健康保険業務の効率化の推進 | 15 |
| 31 | 生活排水処理施設の管理体制及び事業体制の効率化の推進 | 15 |
| 32 | 地域学校園における新たな学校経営の構築 | 15 |
| 再掲 | 全庁的な外部委託の推進 | |
| 再掲 | 指定管理者制度の推進 | |

3 効率的な執行体制の確立

(1) 職員数の適正化と効率的な組織の確立

| No. | 取組名 | ページ |
|-----|---------------|-----|
| 33 | 職員数の適正化の推進 | 17 |
| 34 | 効果的・効率的な組織の構築 | 17 |

(2) 職員の育成と人財活用

| No. | 取組名 | ページ |
|-----|-----------------------|-----|
| 35 | 人材育成システムの推進 | 17 |
| 36 | 適正な人事評価による効果的な人財活用の推進 | 17 |

4 健全な財政構造の確立

(1) 歳入の確保

| No. | 取組名 | ページ |
|------|--------------|-----|
| 37 | 市税等の収納対策の推進 | 19 |
| 38 | 市有財産の有効活用 | 21 |
| ※ 39 | 有料広告事業の推進 | 21 |
| 40 | 使用料・手数料等の適正化 | 21 |

(2) 歳出の抑制

| No. | 取組名 | ページ |
|------|------------------|-----|
| ※ 41 | 公共工事のコスト縮減の推進 | 21 |
| ※ 42 | 公的資金補償金免除繰上償還の活用 | 21 |
| 43 | 給与水準の適正化の推進 | 21 |
| ※ 44 | 職員の福利厚生事業の見直し | 21 |
| 45 | 補助金等の整理・合理化 | 21 |

【参考資料】

| | |
|---------------|----|
| 行政改革推進プラン改定内容 | 23 |
|---------------|----|

【凡例】完了：平成22年度に取組が完了したもの
 新規：改定により追加したもの（新規取組）
 変更：改定により変更したもの（軽微な変更を除く。）

1 市民の力の発揮

| | 取組名 | 所管課 | 概要 |
|---|----------------------|--------|---|
| (1)理解と信頼 | | | |
| 市政や協働を進める上での前提となる、市民の理解と信頼を深めるため、宇都宮市が持つ行政情報を分かりやすい方法で市民に発信・公表するとともに、「おもてなし」の心を持ち、市民の視点に立った丁寧な接遇やサービス向上に努めます。 | | | |
| ○ 市の行政情報を積極的に提供します。 | | | |
| | 1 行政情報の積極的な提供 | 広報広聴課 | 市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、広報紙やホームページをはじめ、多様な情報媒体を通じて、市の行政情報を分かりやすく提供する。 |
| | ① 財政情報の提供 | 財政課 | 厳しい財政状況が続く中、多くの財政情報についての市民理解を得るため、現在の財務状況や将来的な財政見込みなど、分かりやすい財政情報を提供する。 |
| | ② 保健情報の提供 | 保健所総務課 | 新型インフルエンザやノロウイルスなど、市民の健康を脅かす感染症の流行により、日常の予防対策をはじめとする保健情報の迅速な提供が求められていることから、保健所ホームページの掲載内容の見直しや保健情報誌の発行、またメール発信などを通して、市民生活により密着した、分かりやすい保健情報を正確かつ迅速に市民に提供する。 |
| ○ 市民の視点に立った接遇やサービス向上に努めます。 | | | |
| 変更 | 2 窓口サービスの向上 | 行政改革課 | 窓口利用者の評価や意見を把握し、改善につなげることで、市民の視点にたった窓口サービスの提供と向上を図る。 |
| | 3 行政サービスの電子化の推進 | 情報政策課 | 市民が、いつでもどこでも質の高いサービスが受けられるよう、入札や税申告の電子化に取り組むなど、市民生活の情報化を推進する。 |
| | ① 地方税電子申告システムの導入・推進 | 市民税課 | 納税者の利便性の向上を図るため、地方税電子申告システム(インターネットを利用した電子申告に対応できる仕組み)を導入する。 |
| | ② 電子入札の推進 | 契約課 | 入札執行にかかる一連の業務(公告、指名通知、入札、開札、入札経過・有資格者名簿の公表等)をインターネットを通して行える電子入札を推進する。 |
| | 4 (仮称)市政情報コールセンターの設置 | 広報広聴課 | 市民が行政への問い合わせなどをする際に、身近な手段を用い、円滑に必要な情報を得られるよう、(仮称)市政情報コールセンターを設置する。 |
| 変更 | 5 地方分権改革の推進 | 行政改革課 | 住民に最も身近な基礎自治体として、自己決定・自己責任のもと、地域の実情に応じた、きめ細かな行政サービスを提供できるよう、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、迅速・適切な対応に向けた検討・準備を進める。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|---------------------------------------|----------------------|------------------------------|------------------|------|
| 情報媒体の特性を生かした効果的な情報発信の継続的な検討と実施 | 検討, 実施 | | | | |
| 分かりやすい財政情報の提供 | 提供する財政情報(予算編成・決算等)の充実に向けた研究・提供 | | | | |
| 平成23年度 保健情報誌発行 平成24年度 電子情報(メール配信)提供 | ・情報の整理 ・情報発信方法の検討 ・保健所ホームページ見直し | 保健情報誌発行 | メール配信 | | |
| おもてなし窓口アンケートの評価点数 5点満点で、4.0以上 | 窓口アンケート実施 窓口改善策の検討・可能なものから一部実施 | | 窓口改善結果の検証を踏まえ、必要に応じ窓口アンケート実施 | | |
| サービスを充実させるための情報化の継続的な検討と実施 | 検討, 実施 | | | | |
| 22年12月 システム運用開始 | システム運用開始 | システムの運用と周知 | | | |
| 平成22年度に電気機械, 計測機器, 事務機器, 工業用薬品の「物品購入」の入札に適用範囲を拡大 平成23年度以降, 適用範囲をさらに拡大 | ・適用範囲拡大 ・現行システムの検証 | | | | |
| 平成23年度 コールセンターの設置 | 手法、スケジュールの検討 | 開設準備 設置 | | | |
| 平成24年度 対応に必要となる条例改正等 平成25年度 新たな基準に基づくサービスの提供 | | 権限移譲及び義務付け・枠付けに関する対応 | 権限移譲及び義務付け・枠付けに関する対応(条例制定等) | 新たな基準に基づくサービスの提供 | |

| | 取組名 | 所管課 | 概要 |
|---|---------------------------|------------|---|
| (2)地域におけるまちづくりの推進 | | | |
| <p>地域の個性や特色を生かした、地域にふさわしいまちづくりを進めるため、市民自身が地域の課題や目指すべき将来像を共有し、課題解決やその実現に向けた取組を自ら考え、実行することを支援します。</p> <p>また、対話を通じて明らかになった適切な役割分担のもとで、行政も地域の意思を尊重した施策・事業を積極的に展開します。</p> | | | |
| ○ 地域の意思形成を支援します。 | | | |
| | 6 住民代表組織の位置付けの明確化 | 地区行政課 | 地域自治を推進するため、地域の意思を形成し、地域のまちづくり活動を実践する住民代表組織のあり方を整理し、その位置づけを明確にするための仕組みを構築する。 |
| | 7 「地域まちづくり計画」の策定・推進 | みんなでまちづくり課 | 地域の特性に応じた地域ごとの目指すべき姿を達成するための「地域まちづくり計画」について、官民の役割分担の考え方にに基づきながら、意思形成のプロセスを踏まえて策定し、計画に基づく地域まちづくりを推進する。 |
| ○ 地域の意思を尊重した施策・事業を展開します。 | | | |
| | 8 地域の意思の反映・実現手法の構築 | 地区行政課 | 地域の意思を尊重した「地域まちづくり計画」の行政施策・事業への反映や、当該計画に基づく住民の取組を実現するための予算制度を構築する。 |
| | 9 地域行政機関の機能・体制の強化 | 地区行政課 | 市民の利便性の向上と、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地域行政機関(地区市民センター、地域自治センター等)の機能・業務等の整理を行い、地域住民の窓口となり、様々な相談や要望等を受け付ける機能や地域まちづくりの調整機能を強化する。 さらに、全市的視点から、拠点的に配置すべき機能の整理を行う。 |
| (3)多様な担い手との協働 | | | |
| <p>まちづくりの多様な担い手が活躍の場を広げていることを踏まえ、地域にふさわしいまちづくり活動が、市民協働により展開されるよう、その活動を積極的に支援・推進します。</p> <p>また、行政としての責任の確保に十分留意しながら、指定管理者制度や民営化など、市民の創意・工夫を重視した外部委託等を、協働の一形態としてとらえ、積極的に推進するなど、民間の有する専門性や迅速性、ノウハウの導入と活用を進めます。</p> | | | |
| ○ 市民協働のまちづくり活動を積極的に支援・推進します。 | | | |
| 変更 | 10 まちづくりにおける市民参加の拡充 | みんなでまちづくり課 | 市民協働のまちづくりをより一層、推進するため、協働事業提案制度等の運用状況の検証等を踏まえ、地域、NPO、事業者、市民など、各まちづくりの活動主体の参加を促進する手法を検討する。 |
| | 11 (仮称)まちづくりセンターの整備 | みんなでまちづくり課 | まちづくり活動の主体を一元的に支援するため、NPO等の基盤整備や支援機能を有する(仮称)まちづくりセンターを設置する。 |
| | 12 市民が主体となった「もったいない運動」の推進 | 環境政策課 | 平成21年3月に市民組織である「宇都宮市もったいない運動市民会議」が設立され、現在、市民会議と市が連携して運動を推進している。 今後も引き続き「もったいない運動」の効果的な普及啓発活動や、ひとやものを大切にするための様々な取組を進め、共感する市民や団体等を増やし、市民運動を展開する。 |
| 変更 | 13 「宇都宮版CSR」の推進 | 商工振興課 | 平成20年度に創設した「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」を運用しながら、優遇制度の導入検討を進めるなど、市民・企業に対するCSR活動を普及・啓発し、協働のまちづくりを進める。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|-----------------------------|-----------------------------|--------------|------|------|
| 平成22年度・23年度「地区行政推進計画」の改定 ※24年度以降の取組目標は、計画改定の後に設定 | 計画改定 | | 具体的な取組の検討・実施 | | |
| 平成24年度 「地域まちづくり計画」策定の全市展開 | 地域まちづくり計画策定手法の検討 | 地域まちづくり計画策定手法の明確化 | 地域まちづくり計画策定 | | |
| 平成22年度・23年度「地区行政推進計画」の改定 ※24年度以降の取組目標は、計画改定の後に設定 | 計画改定 | | 具体的な取組の検討・実施 | | |
| 地域行政機関間の機能・体制の整合性の確保 | 機能・具体的業務・組織体制の検討・実施 | | | | |
| 平成22年度・23年度「市民協働推進計画」の改定 ※24年度以降の取組目標は、計画改定の後に設定 | 計画改定 | | 具体的な取組の検討・実施 | | |
| 平成23年度 まちづくりセンター開設 | 事業内容の精査・管理体制検討等 | ・開設 ・指定管理者制度導入 | | | |
| 「もったいない」をきっかけとした、市民の環境意識等の向上 平成25年度末 市民・事業者の8割が「もったいない運動」を実践 | 新たな周知啓発活動の実施 | ・周知啓発活動の継続 ・新たな周知啓発活動の検討 | | | |
| 平成22年度 優遇制度導入 | ・CSR活動の普及・啓発 ・優遇制度の導入・推進 | ・CSR活動の普及・啓発 ・優遇制度の推進 | | | |

| | 取組名 | 所管課 | 概要 | | |
|---------------|-------------------------|-------------------|-----------------|---|--|
| (3)多様な担い手との協働 | | | | | |
| 変更 | ○ 民間活力の導入・活用を積極的に推進します。 | | | | |
| | 14 | 全庁的な外部委託の推進 | 行政改革課 | 社会情勢の変化等を踏まえ、外部資源を効果的に活用し、よりよいサービスの提供や経費縮減を図るため、計画的に外部委託を推進する。 | |
| | ① | 上下水道施設維持管理業務 | 下水道施設管理課 | | |
| | ② | 学校給食調理業務(対象校拡大) | 学校健康課 | | |
| | ③ | 保育園給食調理業務 | 保育課 | | |
| | 再掲 | 15 | 指定管理者制度の推進 | 行政改革課 | 公の施設の管理運営に関して、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者サービスの向上や経費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入を推進する。 |
| | | ① | 環境学習センター | 環境政策課 | |
| | | ② | みずほの自然の森公園 | 公園緑地課 | |
| | | ③ | 図書館 | 生涯学習課 | |
| | | | (仮称)まちづくりセンター | みんなでまちづくり課 | |
| ④ | | 上河内・河内地域体育施設 | スポーツ振興課 | | |
| ⑤ | | 霊園(聖山公園) | 生活安心課 | | |
| ⑥ | | 桜・緑が丘地域コミュニティセンター | みんなでまちづくり課 | | |
| 新規 | 完了 | ⑦ | 青少年活動センター, 児童遊園 | 子ども未来課 | |
| | 完了 | ⑧ | 上河内地域交流館 | 観光交流課 | |
| 完了 | 16 | 公立保育園の民営化・統廃合 | 保育課 | 多様な保育ニーズに対応しながら、効率・効果的なサービスの提供や施設の老朽化への対応などを図るため、公立保育園の民営化を推進する。 | |
| | 17 | ちとせ寮・松原荘の再整備 | 高齢福祉課 | 養護老人ホーム「ちとせ寮」と軽費老人ホーム「松原荘」は、施設建設から約30年が経過し、老朽化が著しいことから、バリアフリー化など居住環境の改善効果や運営の一層の効率化を図るため、両施設を民設民営により、一体的に再整備する。 | |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------------------|---------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 全庁的な外部委託の推進 | 継続的推進 | | | | |
| 平成26年度以降 委託範囲を順次, 拡大 | 業務量の整理 | 対象業務等の検討 | → | 導入準備 | 順次, 拡大 |
| 平成26年度 86校での委託を目指す | 新規委託4校 | 新規委託4校程度 | 新規委託4校程度 | 新規委託4校程度 | |
| 平成26年度 2園で新規委託実施 | | 対象園検討 | 新規委託1園 | | 新規委託1園 |
| 全庁的な指定管理者制度の推進 | 継続的推進 | | | | |
| 平成23年度 制度導入 | 導入準備 | 制度導入 | | | |
| 平成23年度 制度導入 | 導入準備 | 制度導入 | | | |
| 平成23年度 制度導入(第3図書館) | 導入準備(第3図書館) | 制度導入(第3図書館) | 他館への導入を検討 | | |
| 平成23年度 制度導入 | 導入準備 | 制度導入 | | | |
| 平成25年度 制度導入 | | 施設ごとの管理方法の検討 | 導入準備 | 制度導入 | |
| 平成26年度 制度導入 | | | 新霊園管理システム導入 | 導入準備 | 制度導入 |
| 平成22年度 制度導入 | 制度導入 | | | | |
| 平成22年度 制度導入 | 制度導入 | | | | |
| 平成22年度 制度導入 | 制度導入 | | | | |
| 平成22~26年度 民営化保育園数 5園 | 民間移管園1園 (みなみ保育園) | | 民間誘導園2園 (不動前・北保育園) | 民間誘導園1園 (今泉第二保育園) | 民間誘導園1園 (上横田保育園) |
| 平成23年度 民営化実現(供用開始) | 施設整備 | 民営化 (施設供用開始) | | | |

2 事業等の徹底した検証

| | 取組名 | 所管課 | 概要 |
|--|----------------------|------------|---|
| (1)事業の見直し | | | |
| <p>既に一定の成果が得られた事業や費用に対して明確な効果が期待できない事業等について、行政評価制度などの既存の仕組みを生かしながら、原点からの点検・見直しを進め、市民生活の安定に向けた、選択と集中による事業の重点化を進めます。</p> <p>また、市の事業を補完・代替する役割を担う出資法人等についても、事業内容を市民ニーズに対応させ、設立目的を効果的・効率的に果たせるよう、その経営改革を推進します。</p> | | | |
| ○ 事業の原点からの点検・見直しを進めます。 | | | |
| 新規 新規 新規 新規 新規 | 18 事業の再編・統廃合の推進 | 行政改革課 | 既に一定の成果が得られた事業や費用に対して明確な効果が期待できない事業等について、行政評価制度などの既存の仕組みを生かしながら原点からの点検・見直しを行い、再編や統廃合を推進する。 |
| | ① ICTの維持管理の適正化 | 情報政策課 | 庁内に分散する情報システムの共用や運用統合などによる維持管理経費の適正化、システムの有効な活用方策などについて、今後の本市におけるあり方を検討し、全庁的視点から情報システムの最適化に向けた取組を進める。 |
| | ② 公共情報端末の設置・運営の適正化 | 情報政策課 | 市内公共施設等40か所に設置している公共情報端末について、利用状況等を踏まえ、必要性を検証し、端末配置の適正化を図る。 |
| | ③ 前納報奨金制度の見直し | 税制課 納税課 | 納税環境の向上などの環境の変化を踏まえ、制度の見直しを行う。 |
| | ④ 結婚相談事業の見直し | 男女共同参画課 | 結婚支援に関する市民ニーズの多様化や、民間との役割分担等を踏まえ、登録制による結婚相談事業を見直し、新たに結婚活動支援事業を実施する。 |
| | ⑤ 社会福祉施設整備費補助の適正化 | 保健福祉総務課 | 特別養護老人ホーム(広域型)の整備に係る補助単価について、本市の新たな整備方針に基づく今後の施設基準(施設の形態、規模等)を踏まえ、適切な補助単価の見直しを行う。 障がい者福祉施設の整備について、補助対象の拡大に伴う国庫補助基準額の増額などを踏まえ、市単独の上乗せ分について、補助の効果等を検証した上で、必要な見直しを行う。 |
| 変更 | ⑥ 市単独手当の統廃合(児童福祉手当等) | 子ども家庭課 | ひとり親家庭が安心して子育てできる環境整備と経済的な安定確保のため、市単独の児童福祉手当、遺児手当、母子家庭等援護費、母子家庭等児童入学祝金について、性格や役割に応じて統廃合や新規施策などの自立に向けた支援策を検討し、事業の転換や重点化を図る。 |
| | 19 行政評価制度の充実・効果的な活用 | 政策審議室 | 市民ニーズの高い分野への経営資源の重点化や一層の事務事業の最適化を進めるため、行政評価制度の継続的な改善に取り組みながら、効果的な活用方策を検討し、実施する。 |
| | 20 道路整備の基本方針の策定 | 道路建設課 | 今後の道路整備の進め方を整理し、効果的・効率的な事業実施を行うため、路線や区間毎に、必要性・優先度を検討し、この結果を踏まえながら、今後の道路整備の基本方針を策定する。 |
| | 21 市街地整備における新たな手法の導入 | 市街地整備課 | 行政コストの削減や事業期間の短縮化による市民サービスの向上を目指し、区画整理などの市街地整備における新たな手法を、地区の状況に応じて導入する。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---|---|---------------------------------------|---|------------------------|-------|
| 継続的な事業の点検・見直し | 点検・見直し | | | | → |
| 全庁的なICT維持管理経費の適正化及びICTの有効活用 | 取組の方向性の検討 | 具体的な取組の検討 | 推進 | | → |
| 端末配置の適正化 | 利用状況調査見直し案策定 | 配置数見直し | | | |
| 平成24年度制度見直し | 検討 | 見直し方針の決定 市民周知等 | 制度見直し | | |
| 平成23年度結婚活動支援事業の実施 | 登録制による相談事業の見直し・終了(結婚相談所の廃止) | 結婚活動支援事業の実施 | | | |
| 平成24年度補助単価の見直し(老人福祉施設整備補助金)市単独上乗せ分の見直し(障がい者福祉施設整備補助金) | | ・第5期介護保険事業計画策定 ・新たな補助単価の検討(老人福祉施設) | ・補助単価の見直し(老人福祉施設) ・市単独上乗せ分の見直し(障がい者福祉施設) | | |
| 平成24年度 支援策の見直しを実施 | 見直し方針の検討 | | → 見直しを実施 | | |
| 平成24年度目標を達成した政策・施策の割合 90% | ・評価結果の活用 あり方の検討と業務フローの確立 ・評価項目・基準等の検討 | 継続的推進 | 新たな政策体系・指標等の設定 | 新たな政策体系・指標等に基づく行政評価の実施 | 継続的推進 |
| 平成24年度道路整備の基本方針の策定 | 現況調査アンケート調査 | 道路整備の検討 | 道路整備の基本方針の策定 | | |
| 新たな手法導入地区 1地区 事業費削減 約8億円 | 新たな整備手法の導入地区(事業認可):1地区 | 整備着手 | 整備 | | → |

| | 取組名 | 所管課 | 概要 |
|---|----------------------------------|-----------------------|--|
| (1)事業の見直し | | | |
| 変更 | ○ 出資法人等の経営改革を推進します。 | | |
| | 22 出資法人等の改革の推進 | 行政改革課 | 「財政健全化法の施行」や「新たな公益法人制度」の創設など、出資法人等を取り巻く環境が急速に変化していることから、団体の設立目的の実現に向け、事業の充実や経費の縮減などを推進する。 |
| | 23 (株)栃木県畜産公社への関与のあり方の見直し | 農業振興課 | 食肉市場の公益性等を踏まえた上で、市場を運営する(株)栃木県畜産公社への市の関与のあり方を見直し、市有財産の貸付に関する支援策を検討する。 なお、畜産公社の健全な経営基盤の確立や将来の施設整備構想の策定を促すとともに、施設整備については、市の受益に応じた支援を行う。 |
| (2)施設の見直し | | | |
| 民間主導で同種の施設整備が進むなど、社会経済環境の変化等により、市民ニーズが変化した施設について、適切な保有・管理に向けた点検と見直しを進めます。 | | | |
| ○ 適切な保有・管理に向けた市有施設の点検・見直しを進めます。 | | | |
| 変更 | 24 公共施設等の適正保有、効果的な利活用の推進 | 政策審議室 行政改革課 管財課 | 市の保有する施設等について、その必要性や代替性等の検証を進め、それらをもとに施設ごとの方向性を検討し、必要となる具体的な方策を実施するなど、公共施設等の適正保有や効果的な利活用を進める。 |
| 新規 | ① 屋外プール(水上公園プール、陽南プール)の管理・運営の見直し | スポーツ振興課 | 利用者数の減少や施設の老朽化などを踏まえ、水上公園プール、陽南プールのあり方を検討し、見直しを推進する。 |
| | 25 アセットマネジメントに基づく上下水道施設の更新 | 経営企画課 | 優先度等を踏まえた効率的な上下水道施設の改築・更新、維持管理・運営に向けて、更新需要・財政収支見通しに基づく効率的な施設管理を実施するとともに、長期的な費用の抑制に努める。 ※上下水道施設におけるアセットマネジメント 施設の重要度・優先度を踏まえ、施設のライフサイクルコスト(企画・設計から、建設、維持管理、廃棄までの費用)を減少させながら、持続可能な上下水道事業の実現を図ろうとする実践活動 |
| | 26 公共建築物の長寿命化の推進 | 建築保全課 | 市民にとって便利で快適なサービスを提供するため、限りある財源を有効に活用しながら、公共建築物の長寿命化を推進する。 施設保全情報を一元化する「公共建築物計画保全支援システム」を活用し、予防保全対象建築物について、目標使用年を定め、修繕計画を作成し、優先順位を付けながら、計画的に改修を実施する。 |
| | 27 橋りょうの長寿命化の推進 | 道路維持課 | 橋りょうの長寿命化や維持更新事業費の平準化を図るため、耐震補強工事を含めた予防保全に向けた修繕工事や継続的かつ定期的な橋りょう点検を実施し、利用者の安全を確保する。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|--|---|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 平成22年度 全12団体が中期経営計画を策定 平成25年11月まで 特例民法法人(7団体)が適切な法人形態に移行 ※特例民法法人 旧民法に基づいて設立された社団・財団法人で、 新公益法人制度下における経過措置として、継続して 存続が認められている法人 | 中期経営計画の 策定 新公益法人制度 への対応(特例 民法法人) | 同計画に基づく 経営改革の推進 | | | → |
| 食肉市場の公益性等を踏まえた畜産公社への市の 関与の適正化の確保 | 畜産公社による 市場の将来構想 の検討 | 社会情勢等を踏 まえた構想の具 体的検討 | ・構想の策定 ・構想に基づく整 備計画の検討 | ・整備計画の策 定 ・市有財産の取 扱いの検討 | ・施設整備に係る 資金計画の策 定、経営基盤強 化の取組の具体 化 ・27年度以降の 市有財産の取扱 いの方針決定 |
| 平成23年度 既存施設等の課題の検証・見直し | 検証・見直しの実 施手法・手順の 検討 | ・施設等の検証 ・検証結果に基 づく見直しの方向 性の検討 ・具体的な見直し の推進 | | | → |
| 平成23年度 方針の決定 | 検討 | 方針の決定 | | | |
| 平成24年度 施設更新・財政計画の策定 平成26年度 施設・財政両面での健全性の確保、 料金負担の適正化 | 施設の重要度を 考慮したデータ ベースの再整 理、施設の健全 度調査 | 施設の更新基準 の検討、更新費 用の算定 | 施設更新・財政 計画の策定 | 施設更新・財政 計画の実行 | 施設更新・財政 計画の実行(計 画は、作成後3年 後程度で適宜見 直し) |
| 平成26年度 予防保全対象建築物(490棟)における修繕計画 策定率:100% | ・予防保全対象 建築物の見直し ・修繕計画策定 ・改修優先順位 作成 | ・予防保全対象 建築物の見直し ・修繕計画策定 ・改修優先順位 見直し | | | → ・全予防保全対 象建築物の修繕 計画策定完了 ・改修優先順位 見直し |
| 平成26年度まで 継続的な耐震補強工事の実施 | 耐震補強工事实 施 | | | | → |

| | 取組名 | 所管課 | 概要 |
|---|--|-------------------------------------|---|
| (2)施設の見直し | | | |
| | ○ 適切な保有・管理に向けた市有施設の点検・見直しを進めます。(前ページの続き) | | |
| 28 | 一般廃棄物処理施設の計画的な整備の推進 | 廃棄物対策課 〃 ごみ減量課 〃 廃棄物施設課 | 「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量化・資源化の施策や、施設整備の基本的な考え方を明らかにした上で、具体的な整備計画を策定し、計画的に施設整備を進める。 |
| (3)事務の見直し | | | |
| 迅速で効率的な行政経営を実現することを目指し、事務の簡略化・効率化に向けて、その見直しを進めます。 | | | |
| | ○ 効率化に向けた事務の点検・見直しを進めます。 | | |
| 29 | 全庁的な事務処理効率化の推進 | 行政改革課 | 迅速で効率的な行政経営を目指して、全庁的な「事務処理効率化運動」を展開する。 ・「1課1改革運動」における事務効率化 ・「スイッチオフday」の拡大 ・職員提案制度の見直し(実績提案の充実・強化) ・適正な事務処理の徹底 |
| 30 | 国民健康保険業務の効率化の推進 | 保険年金課 | 「宇都宮市国保経営改革プラン」に基づき、外部委託や執行体制の見直しなど、国民健康保険業務の効率化に向けた具体的な手法を検討し、実施する。 |
| 31 | 生活排水処理施設の管理体制及び事業体制の効率化の推進 | 農村整備課 | 市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、生活排水処理施設(公共下水道、農業集落排水、地域下水、合併処理浄化槽など)の効率的な管理体制等を確立する。 |
| 32 | 地域学校園における新たな学校経営の構築 | 教育企画課 | 知徳体を含めた学力の向上を目指す「小中一貫教育」を効果的に実施するため、地域学校園の実情を踏まえ、自主的・自律的な学校経営を推進する。 (具体的な検討・実施項目) ・地域学校園における予算執行の在り方 ・地域学校園内の一校一人配置職員(養護教諭や栄養職員等)連携による相互支援や研修等の充実(新任職員への支援を含む) ・地域学校園内の事務効率化のための共同事務処理体制の構築 ・小中一貫教育を進める上で有効となる校務情報化(成績処理システム、学校徴収金処理システムなど) ※地域学校園とは、中学校を核とした25の地域に分け、人や施設などの地域教育資源を十分に活用しながら、地域の実情に応じた最適な教育を展開するもの |
| 再掲 | 全庁的な外部委託の推進 | 行政改革課 | 社会情勢の変化等を踏まえ、外部資源を効果的に活用し、よりよいサービスの提供や経費縮減を図るため、計画的に外部委託を推進する。 |
| 再掲 | 指定管理者制度の推進 | 行政改革課 | 公の施設の管理運営に関して、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者サービスの向上や経費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入を推進する。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---|---|-----------------|---------------------------------|------|------|
| 平成23年度 一般廃棄物処理基本計画の策定・推進 | 「一般廃棄物処理基本計画」の策定 | | 計画に基づく取組の推進 | | |
| 排出抑制, 減量化・資源化施策の推進 | ・ごみ組成分析調査 ・新たな資源化施策等の検討 | | 資源化施策等の推進 | | |
| 平成24年度以降 計画的な処理施設整備の推進 | | | 処理施設整備の推進 | | |
| 継続的な事務処理効率化の推進 平成22年度 1課1改革運動の展開 | ・事務処理効率化運動の展開 ・1課1改革運動の推進 ・職員提案制度の見直し | スイッチオフdayの段階的拡大 | | | |
| 業務の効率化の段階的な推進 | 効率化に向けた検討 ・外部委託 ・人材活用 ・執行体制の見直し 等 | 可能なものから、順次、実施 | | | |
| 平成22年度 「体制一元化計画」の策定 | 体制一元化計画の策定 | 実施 | | | |
| 平成22年度 モデル学校園(6学校園)で試行 平成24年度 市内全学校園(25学校園)で実施 | 新たな学校経営のための検討と条件整備 (モデル学校園で実施) | | 新たな学校経営体制の構築, 推進 (市内全学校園で実施) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 効率的な執行体制の確立

| | 取組名 | | 概要 |
|---|---------------------------|-----|--|
| (1)職員数の適正化と効率的な組織の確立 | | | |
| <p>これまで以上に、質の高い市民サービスを迅速かつ効果的に提供できるよう、引き続き、職員数の適正化に努めるとともに、効果的・効率的な組織の整備を進めます。</p> | | | |
| ○ 職員数の適正化を推進します。 | | | |
| 33 | 職員数の適正化の推進 | 人事課 | 行政需要の変化に柔軟かつ的確に対応し、良質なサービスを迅速かつ効果的に提供できる、簡素で効率的な執行体制の整備を進める。 |
| ○ 効果的・効率的な組織の整備を推進します。 | | | |
| 34 | 効果的・効率的な組織の構築 | 人事課 | 複雑・多様化する行政需要への的確な対応を行うことのできる、効果的・効率的な組織を継続的に整備する。 |
| (2)職員の育成と人財活用 (※) | | | |
| <p>高度化・多様化する行政課題に的確に対応するため、職員の能力を最大限に生かすよう、職員一人ひとりが使命を自覚し、市民の立場になって考え、課題を発掘し、自ら解決できる「自律行動型職員」の育成を引き続き推進します。 また、職員を市民に必要なサービスを効果的に提供する上での重要な経営資源としてとらえ、適材適所の配置による効果的な人財活用(※)を進めます。</p> | | | |
| ○ 「自律行動型職員」の育成を推進します。 | | | |
| 35 | 人材育成システムの推進 | 人事課 | <p>職員の自律的な能力開発を促進するため、「キャリア・デザイン」を核とした人材育成システムをより一層推進する。</p> <p>※「キャリア・デザイン」・・・キャリア(職業生活)をデザインするよう に、自ら自分の進むべき道を考え、将来のキャリア開発目標に基づき、キャリアに主体的・積極的に関わること。</p> |
| ○ 効果的な人財活用を推進します。 | | | |
| 36 | 適正な人事評価による効果的な人財活用の推進 (※) | 人事課 | 人事評価者訓練の実施など、引き続き人事評価の精度向上を図り、職員が持つ能力を最大限に活用するための人事管理を行う。 |

※ このプランでは、職員の効果的な活用に係る方針や考え方を示す場合においては、職員を重要な経営資源としてとらえ、「人財」と表記しています。

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---|---|------|------|------|------|
| | | | | | |
| 平成27年度 3,300人体制の実現 | 推進 | | | | → |
| | | | | | |
| 目的別・機能別の組織整備 簡素で機動的な職制の整備 自律的な組織経営体制の整備 | 検討・整備 | | | | → |
| | | | | | |
| 職員のキャリア開発・キャリア形成支援の推進及び 能力開発に関する新規・拡充取組の実施 | ・職員研修体系 に基づく能力開 発の継続的推進 ・新規・拡充取組 の検討・実施 (OJTの取組強 化, 所属集合研 修の取組強化 等) | | | | → |
| | | | | | |
| 人事評価の精度向上 | 継続的推進 | | | | → |

4 健全な財政構造の確立

| | 取組名 | | 概要 |
|---|-------------|-------------------|--|
| (1) 歳入の確保 | | | |
| <p>自主財源の充実や市民の公平性・信頼性の確保の観点から、市税等の収納対策の一層の強化に取り組むとともに、市有財産の積極的な活用等による新たな財源の確保に努めるなど、歳入の確保を重視した取組を推進します。</p> | | | |
| ○ 市税等の収納対策を強化します。 | | | |
| 37 | 市税等の収納対策の推進 | 納税課 税制課 財政課 | |
| ① | 市税 | 納税課 税制課 | |
| ② | 墓園共用施設管理手数料 | 生活安心課 | |
| ③ | 介護保険料 | 高齢福祉課 | |
| ④ | 保育費扶養者負担金 | 保育課 | |
| ⑤ | 母子寡婦福祉資金貸付金 | 子ども家庭課 | 財源確保と負担の公平性の観点から、新たな徴収方法の検討や効果的・効率的な収納体制の確立など、市税等徴収金の収納対策を強力に推進する。 |
| ⑥ | 住宅使用料 | 住宅課 | |
| ⑦ | 水道料金等 | サービスセンター | |
| ⑧ | 奨学金返還金 | 教育企画課 | |
| ⑨ | 農業集落排水事業分担金 | 農村整備課 | |
| ⑩ | 国民健康保険税 | 保険年金課 | |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|---|------|--------------|------|------|
| 市税等の徴収金の収納率の向上 | ・税以外の債権も含めた収納対策強化のための新たな組織の設置 ・効果的な収納対策の推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:92.6%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:92.5%) | 推進 | | ・新墓園管理システム導入 | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:94.3%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:93.8%) | 推進 | | ・コンビニ収納開始 | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:36.4%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:72.0%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:水道料金97.6%, 下水道使用料96.5%, 下水道事業受益者負担金88.8%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (21年度:83.5%) | 推進 | | | | |
| 前年度を上回る収納率の確保 (平成21年度:8.2%) | 推進 | | | | |
| 平成26年度 現年度収納率:88% | 推進 | | | | |

| | 取組名 | | 概要 | |
|--|---------------------------|-------------------|--------------|---|
| (1) 歳入の確保 | | | | |
| 変更 | ○ 市有財産の活用・処分による財源確保に努めます。 | | | |
| | 38 | 市有財産の有効活用 | 管財課 | 未利用地(普通財産)の売払いを進めるとともに、行政財産の貸付など、市有財産の活用による新たな歳入確保を図る。 |
| | ① | 上下水道局における未利用地の売払い | 企業総務課 | 所期の目的を終え、将来的に利用が見込めない施設の計画的な処分を進める。 |
| | 39 | 有料広告事業の推進 | 財政課 | 市の保有する資産等に有料広告を掲載するとともに、新たな広告媒体等の導入等の検討を進めるなど、さらなる財源確保に向け、有料広告事業を推進する。 |
| 変更 | ① | ネーミングライツ制度の導入・推進 | 行政改革課 | 市の施設等に愛称を付ける権利(命名権)を期限付きで企業等(スポンサー)に賃貸することで、当該施設の維持修繕等の利用者サービスの向上等に向けた新たな財源の確保を図る。 |
| ○ 使用料・手数料の適正化を進めます。 | | | | |
| | 40 | 使用料・手数料等の適正化 | 財政課 | 施設利用状況や他都市の料金体系を把握した上で、使用料・手数料等の再算定を行い、必要に応じて、適正な受益者負担となるよう、見直しを実施する。 |
| (2) 歳出の抑制 | | | | |
| 行政経営の財源は市民の負担により賄われ、また、「人・もの・金」などの経営資源には限りがあることを全職員が十分に認識し、「もったいない」の視点から、歳出の抑制を進めます。 | | | | |
| 変更 | ○ 行政コストの適正化を進めます。 | | | |
| | 41 | 公共工事のコスト縮減の推進 | 検査室 | 公共工事の構想・計画段階から建設工事、維持管理までのすべてのプロセスにおいてコスト縮減の対象とし、公共工事に関する総合的なコストの縮減を引き続き実施する。 |
| | 42 | 公的資金補償金免除繰上償還の活用 | 財政課 経営企画課 | 地方財政法附則第33条の9の規定に基づき、公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金)の借入残高のうち、一定の金利以上(普通会計6%以上、公営企業会計年利5%以上)のものについて、補償金免除繰上償還を活用(平成22~24年度)し、後年度の利子負担を軽減する。 |
| | 43 | 給与水準の適正化の推進 | 人事課 | 民間の給与水準を十分考慮し、市民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、給料表や諸手当について、継続的に必要な見直しを行う。 |
| 新規 | 44 | 職員の福利厚生事業の見直し | 人事課 | 福利厚生の基本的な目的を踏まえた上で価値観の多様化や社会経済環境の変化等への対応を図り、適切かつ効果的な福利厚生事業を実施するため、事業内容や負担金について必要な見直しを行う。 |
| ○ 補助金等の継続的な見直しを進めます。 | | | | |
| | 45 | 補助金等の整理・合理化 | 財政課 | 社会経済情勢が大きく変化する中で、市民の価値観やニーズ等に的確に対応し、施策実現に効果的に活用できるよう、継続的に補助金の見直しを行う。 |

| 取組目標 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|--|-----------------------------------|-------------------------------|------|-------------|------|
| 22年度～26年度(5年間) 市有地売払収入 約6億4,300万円 | ・行政財産の貸付(自動販売機の設置等) ・未利用地の売払い | ・新たな貸付等活用策の検討・導入 ・未利用地の売払い | | | |
| 24年度までに 上下水道局の休止施設処分方針の決定 | ・処分方針の内容検討, 決定 | | | | |
| 26年度までに 休止20施設の土地売払い | ・公売等の処分実施 | | | | |
| 広告媒体箇所数の拡大 (平成22年度実績 41か所) | 適宜実施 | ・動画広告の導入 | | | |
| 平成23年度 制度導入 | 企業アンケート調査実施 | ・制度設計 ・導入・推進 | | | |
| 平成23年度 使用料・手数料等の再算定及び見直し | ・施設利用状況調査 ・収益事業に係る目的外使用料の見直し検討 | 使用料・手数料の再算定・見直し | | 必要に応じて中間見直し | |
| 「コスト縮減」と「品質確保」の両面を重視した取組の継続的な推進 ※具体的な取組目標は、新たな行動計画の中で設定 | ・現行動計画に基づく取組の総括 ・行動計画の改定 | 新たな行動計画に基づく取組の推進 | | | |
| 平成26年度までに約18億2,000万円の利子軽減 (一般会計:4,000万円, 農業集落排水特別会計:3,000万円, 公営企業会計:17億5,000万円) | 繰上償還の実施 | | | | |
| 毎年度 継続的な見直し | 検討・実施 | | | | |
| 平成23年度 事業・負担金の見直しの実施 (経費削減見込 約500万円) | 検討 | 事業・負担金の見直しの実施 | | | |
| 毎年度 補助金等の見直し | 見直し | | | | |

【参考資料】行政改革推進プラン改定内容（４４取組７０項目⇒４５取組７９項目）

※ 網掛けは、改定により追加または変更したもの

| 第４次大綱における改革の柱 | | No. | 取組名 | 変更内容等 (平成２２年３月策定 ⇒ 平成２３年２月改定) |
|-----------------|-------------------------|----------------------|--------------------------------------|--|
| 1 市民の力の発揮 | (1)理解と信頼 | 1 | 行政情報の積極的な提供 | |
| | | ① | 財政情報の提供 | |
| | | ② | 保健情報の提供 | |
| | | 2 | 窓口サービスの向上 | |
| | | 3 | 行政サービスの電子化の推進 | |
| | | ① | 地方税電子申告システムの導入・推進 | |
| | ② | 電子入札の推進 | | |
| | 4 | (仮称) 市政情報コールセンターの設置 | 開設：平成２４年度⇒平成２３年度 | |
| | 5 | 地方分権改革の推進 | 対応に必要な条例改正等：平成２３年度⇒平成２４年度 | |
| | (2)地域におけるまちづくりの推進 | 6 | 住民代表組織の位置付けの明確化 | |
| | | 7 | 「地域まちづくり計画」の策定・推進 | |
| | | 8 | 地域の意思の反映・実現手法の構築 | |
| | | 9 | 地域行政機関の機能・体制の強化 | |
| | (3)多様な担い手との協働 | 10 | まちづくりにおける市民参加の拡充 | |
| | | 11 | (仮称) まちづくりセンターの整備 | 開設：平成２４年度⇒平成２３年度 |
| | | 12 | 市民が主体となった「もったいない運動」の推進 | 平成２５年度末：市民・事業者の８割が「もったいない運動」を実践（追取組目標加） |
| | | 13 | 「宇都宮版CSR」の推進 | |
| | | 14 | 全庁的な外部委託の推進 | |
| | | ① | 上下水道施設維持管理業務 | 平成２３年度：委託範囲の拡大（清原水再生センター）⇒平成２６年度以降：委託範囲を順次拡大 |
| | | ② | 学校給食調理業務（対象校拡大） | |
| | | ③ | 保育園給食調理業務 | 平成２６年度まで：基幹保育園２園を委託⇒新規２園を委託 |
| | | 15 | 指定管理者制度の推進 | |
| | | ① | 環境学習センター | |
| ② | | みずほの自然の森公園 | | |
| ③ | | 図書館 | | |
| 再掲 | | (仮称) まちづくりセンター | | |
| ④ | | 上河内・河内地域体育施設 | | |
| ⑤ | 霊園（聖山公園） | （新規） | | |
| ⑥ | 桜・緑が丘地域コミュニティセンター | （完了） | | |
| ⑦ | 青少年活動センター，児童遊園 | （完了） | | |
| ⑧ | 上河内地域交流館 | （完了） | | |
| 16 | 公立保育園の民営化・統廃合 | | | |
| 17 | ちとせ寮・松原荘の再整備 | | | |
| 2 事業等の徹底した検証 | (1)事業の見直し | 18 | 事業の再編・統廃合の推進 | |
| | | ① | ICTの維持管理の適正化 | （新規） |
| | | ② | 公共情報端末の設置・運営の適正化 | （新規） |
| | | ③ | 前納報奨金制度の見直し | （新規） |
| | | ④ | 結婚相談事業の見直し | （新規） |
| | | ⑤ | 社会福祉施設整備費補助の適正化 | （新規） |
| | ⑥ | 市単独手当の統廃合（児童福祉手当等） | 支援策の見直しを実施：平成２３年度⇒平成２４年度 | |
| | 19 | 行政評価制度の充実・効果的な活用 | | |
| | — | (市単独手当の統廃合（児童福祉手当等）) | (No.18-⑥へ移動) | |
| | 20 | 道路整備の基本方針の策定 | | |
| | 21 | 市街地整備における新たな手法の導入 | | |
| | 22 | 出資法人等の改革の推進 | 平成２５年１１月まで：特例民法法人が適切な法人形態に移行（取組目標追加） | |
| 23 | (株) 栃木県畜産公社への関与のあり方の見直し | | | |

| 第4次大綱における改革の柱 | | No. | 取組名 | 変更内容等 (平成22年3月策定 ⇒ 平成23年2月改定) |
|------------------------------|----------------------|-------------------|---|--------------------------------------|
| 2 事業等の徹底した検証 (前ページの続き) | (2)施設の見直し | 24 | 公共施設等の適正保有、効果的な利活用の推進 | 平成23年度：市有施設評価の実施 ⇒既存施設等の課題の検証・見直し |
| | | ① | 屋外プール（水上公園プール、陽南プール）の管理・運営の見直し | (新規) |
| | | 25 | アセットマネジメントに基づく上下水道施設の更新 | |
| | | 26 | 公共建築物の長寿命化の推進 | |
| | | 27 | 橋りょうの長寿命化の推進 | |
| | (3)事務の見直し | 28 | 一般廃棄物処理施設の計画的な整備の推進 | |
| | | 29 | 全庁的な事務処理効率化の推進 | |
| | | 30 | 国民健康保険業務の効率化の推進 | |
| | | 31 | 生活排水処理施設の管理体制及び事業体制の効率化の推進 | |
| | | 32 | 地域学校園における新たな学校経営の構築 | |
| 再掲 | 全庁的な外部委託の推進 | | | |
| 再掲 | 指定管理者制度の推進 | | | |
| 3 行体制の確立的な執行 | (1)職員数の適正化と効率的な組織の確立 | 33 | 職員数の適正化の推進 | |
| | | 34 | 効果的・効率的な組織の構築 | |
| | (2)職員の育成と人財活用 | 35 | 人材育成システムの推進 | |
| | | 36 | 適正な人事評価による効果的な人財活用の推進 | |
| 4 健全な財政構造の確立 | (1)歳入の確保 | 37 | 市税等の収納対策の推進 | |
| | | ① | 市税 | |
| | | ② | 墓園共用施設管理手数料 | |
| | | ③ | 介護保険料 | |
| | | ④ | 保育費扶養者負担金 | |
| | | ⑤ | 母子寡婦福祉資金貸付金 | |
| | | ⑥ | 住宅使用料 | |
| | | ⑦ | 水道料金等 | |
| | | ⑧ | 奨学金返還金 | |
| | | ⑨ | 農業集落排水事業分担金 | |
| | ⑩ | 国民健康保険税 | | |
| | 38 | 市有財産の有効活用 | | |
| | ① | 上下水道局における未利用地の売払い | | |
| | 39 | 有料広告事業の推進 | 平成23年度：動画広告の導入（取組追加） | |
| | ① | ネーミングライツ制度の導入・推進 | 制度導入：平成22年度⇒平成23年度 | |
| 40 | 使用料・手数料等の適正化 | | | |
| (2)歳出の抑制 | 41 | 公共工事のコスト縮減の推進 | 22年度末：16年度との比較で15%の総合コスト縮減 ⇒「コスト縮減」と「品質確保」の両面を重視した取組の継続的な推進 ※ 具体的な取組目標は新たな行動計画の中で設定 | |
| | 42 | 公的資金補償金免除繰上償還の活用 | (新規) | |
| | 43 | 給与水準の適正化の推進 | | |
| | 44 | 職員の福利厚生事業の見直し | (新規) | |
| | 45 | 補助金等の整理・合理化 | | |